

## 第 7 8 号 議案

### 足立区地域包括ケアシステム推進会議条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

### 足立区地域包括ケアシステム推進会議条例

( 設置 )

第 1 条 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

( 定義 )

第 2 条 この条例において「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保持しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される体制をいう。

( 所掌事項 )

第 3 条 推進会議は、区長の諮問に応じ、地域包括ケアシステムに関する事項について調査、研究、協議し、答申する。

2 推進会議は、地域包括ケアシステムの構築の推進に関する総合的施策の実施に必要な事項について、区長に建議することができる。

( 組織 )

第 4 条 推進会議は、区長が委嘱又は任命する委員 5 0 名以内をもって組織する。

( 委員の任期 )

第 5 条 委員の任期は 3 年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

( 会長及び副会長 )

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

( 会議 )

第7条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

5 推進会議の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

( 部会 )

第8条 専門事項を調査するため、推進会議に部会を置くことができる。

( 意見の聴取 )

第9条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 守秘義務 )

第10条 推進会議の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

( 委任 )

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区地域包括ケアシステム推進会議	日額 7,000円
-------------------	-----------

（提案理由）

足立区地域包括ケアシステム推進会議を区長の附属機関として設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。